

凡 例

1. 収録範囲

《書契目録集》Ⅱ巻には国史編纂委員会が「對馬島宗家關係文書」として取扱・所蔵している書契9,442点のなかから1,840点（登録番号No.2201—No.4040）を収録した。

2. 配列

本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された書契の一連番号順に従って配列した。

3. 記入形式

(1) 登録番号

- ① 各書契の左側上段に記録した。
- ② 登録番号は本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された番号と同一で、閲覧時の請求番号に該当する。

(2) 枚数

書契は1635年を契機に1幅体裁から正幅・別幅体裁に変化し、また散逸したものもあるため、その枚数を各書契の右側上段に記録した。

(3) 発信人・受信人

- ① 発信人と受信人は書契の正幅に記載された通りに記録することを原則とした。
- ② 正幅がなく別幅だけが残っていて書契の性格が送書なのか答書なのか分からない、また受信人が誰だか分からない場合には、別幅の内容を参照して()内に補充・記入した。

例：No.2612（朝鮮國）禮曹叅議 韓聖佑（奉復）
（日本國對馬州太守拾蝶 俳公 閣下）

(4) 年紀

年紀の表記は書契の正幅に記載された通りに記録することを原則とし、理解の便宜上、西

暦、朝鮮国王の紀年、日本の年号を（ ）内に併記した。

〈例：戊子年正月 日（1708年；窄宗34、駄永5）〉

(5) 本文

- ① 正幅の内容は原文を要約・整理したものであり、別幅の物目は原文そのままを記録した。物目の数量を便宜上、アラビア数字に置換えて記録した。

例：人参壹觔—人参1觔

四張付油菴壹部—四張付油菴1部

- ② 用語は原文に記載された通りに記録することを原則とし、（ ）内のものは旁註で処理したものである。

ア. 理解の便宜のための場合；〈例：No3215 南宮（禮曹）〉

イ. 原文にはないが、補充・挿入した場合；〈例：No2679（太守宗義方の）武士、還島を慰勞して〉

- ③ 本文中、俗字・略字・異体字を使用したもののなかで、そのまま表記し難いものは便宜上、常用漢字に変えて記録した。
- ④ 判読が不可能な文字は□□で表記した。
- ⑤ 腐食・破損等で判読し難いものの、推測が可能な文字は□内に記した。

(6) 書契の大きさ

- ① 書契の大きさは末尾に記録した。
- ② 大きさの単位である cm は省略した。
- ③ 書契が腐食により破損している場合には残存部分のみを記録した。

(7) 附記事項

- ① (添紙) は対馬側で記号をつけ書契を分類・整理した際、書契の正幅・別幅の表面右側上段に添紙した内容をそのまま記録したもので、これは使者派遣の目的を知るのに手助けとなる。
- ② (添紙) 事項中で落丁しているが、他の幅に記載された事項から推測が可能な場合は（ ）を付して記録した。
- 〈例：No2742（盃 第 64 戊子 不時 26 本）・漂差〉